

## 愛のふれあい訪問活動事業 実施要項

### (目的)

第1条 この事業は、冬季間外出する機会の少なくなる高齢者を対象に、定期的に高齢者を訪問し、ふれあいの機会を提供し、高齢者の孤立感の解消を図ると共に安否の確認及び生活状況を把握し、必要な支援サービス提供を行い、もって高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は泊村とする。但し、事業の全部又は一部を社会福祉法人泊村社会福祉協議会に委託することできるものとする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として、村内に居住する10月1日現在において各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 75歳以上の者全員

(2) 70歳以上の独居者

(3) その他村長が特別認める者

(実施方法)

第4条 この事業は次により実施する。

(1)冬期間(10月から3月まで)において月1回合計6回の訪問を行う。

(2)訪問は、事業の趣旨を理解し目的を遂行できる者に依頼する。

(3)訪問は、夕食用のふれあい弁当配達により実施する

(4)ふれあい弁当は、高齢者の栄養管理を考慮した内容とする。

(5)事業実施にあたり、活動実施計画を作成する。

(6)訪問活動実施日に配食サービス利用者の場合は本事業を優先するものとする。

(7)事業の実施にあたり住民周知を行うものとする。

(8)新型コロナウィルス感染症等の感染症予防対策を徹底する。